

第 9 回

富里市農業委員会議事録

令和 4 年 9 月 8 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第9回）

日 時 令和4年9月8日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	伊	井	義	則
3 番	塩	澤	英	一	4 番	篠	原	美 恵 子
5 番	相	川	克	義	6 番	森	田	孝 子
7 番	田	上	友	子	8 番	藤	崎	芳 久

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和４年第９回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

(午後 ３時２８分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

篠原 美恵子 君、相川 克義 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第１号

議 長 日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転
１を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、所有権移転１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、森田委員、田上委員、私、相川です。

概要は議案書のとおりです。今回の所有権移転事由は、権利者は経営規模拡大、義務者は高齢で後継者もないことから経営規模の縮小です。

申請地の位置は、元洗心小学校より南へ800メートル位に位置します。申請地には野菜等が栽培されていました。隣接農地との境界は確定しており、進入路も市道により確保されています。第三者の権利もありません。売買価格は総額10万円です。

農業経営状態は農業経営者です。農業形態は畑作で畑54.67アール、労働力は世帯員１人で、従農者１人、専業１人です。

農機具保有状況は借用する実家が近いためトラクター等は借りて使用します。取得後の営農計画はブルーベリーを栽培予定です。なお、所有している農地は効率的に耕作をしており経営規模を縮小させる行為は行っていません。住所地から申請地までの距離は約９キロメートル位で、車での通作が容易と認められます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 議案第1号2 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、森田委員、田上委員、私、相川です。

概要は議案書のとおりです。今回の所有権移転事由は、権利者は経営規模拡大、義務者は後継者不在及び病気による規模縮小です。

申請地の位置は、国道409号線を成田方面に向かい富里インターチェンジの先を左折し300メートル位に位置します。申請地の現況は桐の木が植えられており、下草はきれいに管理されていました。隣接農地との境界は境界杭により確定しており、進入路も市道により確保されています。第三者の権利もありません。売買価格は10アール50万円です。

農業経営状態は農業経営者です。農業形態は畑作でショウガなどを栽培しています。営農状況は畑が255.24アール、労働力は世帯員2人で、従農者2人、専業2人です。

農機具保有状況はトラクター2台、収穫機2台、軽トラック2台、トラック1台。取得後の営農計画は桐を栽培します。なお、所有している農地は効率的に耕作をしており経営規模を縮小させる行為は行っていない。住所地から申請地までの距離は200メートル位で、徒歩で約2分、耕作の一切を第三者に委託する予定もなく効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、持分全部移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 議案第1号3 農地法第3条の規定による許可申請、持分全部移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、森田委員、田上委員、私、相川です。

概要は議案書のとおりです。申請事由は、権利者は経営規模拡大、義務者は病気及び後継者不在による規模縮小です。

申請地の位置は、国道409号線を成田方面に向かい富里インターチェンジの先を左折し400メートル位に位置します。申請地の現況は桐の木が植えられており、下草はきれいに管理されていました。隣接農地との境界は境界杭により確定しており、進入路も市道により確保されています。第三者の権利もありません。売買価格は10アール50万円です。

農業経営状態は農業経営者です。農業形態は水稻、畑作で米や野菜等を栽培しています。営農状況は田が19.16アール、畑が324.71アール、労働力は世帯員3人で、従農者3人、専業3人です。

農機具保有状況はトラクター3台、収穫機3台、軽トラック1台。取得後の営農計画は桐を栽培します。なお、所有している農地は効率的に耕作をしており経営規模を縮小させる行為は行っていません。住所地から申請地までの距離は15キロメートル位で、車で約20分、耕作の一切を第三者に委託する予定もなく効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、賃貸借権設定1を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 議案第1号4 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、相川委員、森田委員、私、田上です。

概要は議案書のとおりです。申請事由は、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。権利者義務者の関係は第三者です。

申請地の位置は、富里南小学校から南東に約600メートル位に位置します。隣接農地との境界は境界杭により確定しており、進入路も確保されています。第三者の権利もありません。賃貸料は年間総額4万円です。

権利者について法人形態は株式会社、設立年月日は平成30年7月5日、総株式の1万株の内発行株式は100株です。株式譲渡制限は定款に規定されていて、事業目的は農産物生産加工及び販売です。以上、要件を満たしており農地所有適格法人と認められます。

出資者は代表の伊藤さんで議決権とともに100パーセント、農作業も285日従事しています。耕作面積は適当、農業形態は畑作、主な作物はミョウガ、ショウガ、サツマイモです。営農計画は権利取得後予定農地にてアシタバの作付けを予定。

営農型発電設備の下部農地面積は、畑471.17平方メートルで、農機具は軽トラックのほかに一式所有しています。労働力は従農者専業3人です。

通作距離は代表者が富里市在住で約6キロメートル、車で約20分です。以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定1を議題といたします。

なお、本件については、議案第2号 地上権設定1について関連がありますので、一括議題といたします。採決は議案第1号、議案第2号で分割して行います。

議案第1号 区分地上権設定1及び議案第2号 地上権設定1について、田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 議案第1号5 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定1、次第5ページ及び議案第2号1 農地法第5条の規定による許可申請、地上権設定1、次第14ページについて、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、相川委員、森田委員、私、田上です。

概要は議案書のとおりです。権利者義務者の関係は第三者です。区分地上権設定事由については、権利者は営農型太陽光発電設備で義務者は権利者からの要望によるものです。申請地の状況について農地違反はなく、転用用途は営農型太陽光発電設備の設置です。資金確保の状況については、事業総額は建設費として972万円、自己資金で残高証明の添付を確認しました。第三者の権利もありません。工期は許可後約3か月程度とし、転用面積は適当、周辺地権者への説明も実施し意見なしとのことです。以上のことから許可基準を満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 区分地上権設定1を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に議案第2号 地上権設定1を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 区分地上権設定1については、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

次に、賃貸借権設定2を議題といたします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第1号6 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借権設定2、次第6ページから7について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、相川委員、田上委員、私、森田です。

概要は議案書のとおりです。申請理由については農業経営規模拡大と規模縮小になります。申請地の場所は太陽の丘団地から西に80メートル位に位置します。現況は届出が提出されており整地していました。境界は確定しており第三者の権利もありません。

賃貸価格は、年総額300万円です。権利者の法人要件は株式会社で株式譲渡制限規定もあり、事業目的として農産物の生産、加工、管理、販売などです。構成員は代表者の伊東さんと計2人で各150日から200日を従事しています。最低下限面積以上であり、農地も適正に管理されています。農業形態は畑作でサカキの生産、営農計画もサカキを作付け予定です。経

営規模は畑1,032アール、労働力は構成員2人、雇用4人で年間延べ600日。農機具の保有状況はトラクター1台、トラック3台、耕運機3台などを保有し、申請地までの距離については距離10キロメートル、車で30分程度です。以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に区分地上権設定2を議題とします。

なお、本件については、区分地上権設定2から7、議案第2号一時転用を伴う使用貸借権設定1から6について関連がありますので、一括議題といたします。

採決は議案第1号、議案第2号で分割して行います。

区分地上権設定2から7及び議案第2号一時転用を伴う使用貸借権設定1から6について、森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第1号7 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定2から7まで、ページで8から13について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、相川委員、田上委員、私、森田です

概要は議案書のとおりです。権利者以外すべて同じです。

区分地上権設定事由については、権利者は営農型太陽光発電設備で義務者は権利者からの要望によるものです。申請地は議案記載のとおりで、この案件は議案第1号6 賃貸借権設定2と同じです。

次に、議案第2号2 農地法第5条の規定による許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定1から6について、ページで15から20について、現地調査及び書類審査の報告をいたしま

す。

概要は議案書のとおりです。申請地の違反もなく、用途は営農型太陽光の設置で使用貸借権の設定です。事業に係る資金も見積書より多いことを確認しました。過去の転用許可もなく、第三者の権利也没有せん。工期は許可後年末までを予定し、転用面積は適当で周辺地権者への説明もしており意見はありませんでした。転用期間も適当であり農地への復元誓約書の添付もありました。

報告は以上です。

議長 ただいまの説明について、意見はありせんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 区分地上権設定2から7を採決します。なお、本件は全て同じ筆の申請であり、一体性が認められるため、一括して採決してよろしいかお諮りいたします。

ご異議ありせんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、一括して採決いたします。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に議案第2号 一時転用を伴う使用貸借権設定1から6を採決します。

なお、本件は全て同じ筆の申請であり、一体性が認められるため、一括して採決してよろしいかお諮りいたします。

ご異議ありせんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、一括して採決いたします。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 区分地上権設定2から7については、農地法第5条 一時転用を伴う使用借権設定1から6までの千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定2から7までを不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、8月24日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の22ページに、3年新規で畑4筆、19,733平方メートル。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の23ページに2件、次第の24ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 3時53分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員